

あるべき税制研究会（20回）議事録

平成20年6月30日、経団連会館にて、第20回の「あるべき税制委員会」が開催されました。今回は、「マリーズ・レポートのわが国税制への示唆」について一橋大学佐藤主光准教授（当委員会委員）より以下の報告があり、幅広い意見交換が行われました。

1. 報告の概要（別紙参照）

- ・レポートの内容は、ミード報告30年を念頭において、ミード報告後の経済社会の変化を織り込んだもの。
- ・具体的には、経済のグローバル化（国際的租税競争）、金融技術の発展（株式と債券の垣根の低下・ハイブリッド証券の出現）、事業形態の多様化（法人と非法人との境の曖昧化）、労働所得と資本所得の境界の曖昧化である。
- ・キャッシュフロー法人税を念頭に置いているが、Rベース（いわば消費税マイナス賃金）とR+Fベース（借入を課税ベースに加え金利を控除する方式）の2つがある。
- ・その後の理論の発展で、ACE（Allowance for Corporate Equity）という税制が注目を浴びてきた。控除し切れなかった投資コストを利付きで将来に繰越すもの。この結果、企業の超過利潤には課税しないことになる。
- ・個人と法人段階の二重課税という問題は、あまり重要ではなくなったとの認識。これは、ニュー・ビューでは、投資資金を内部留保から賄う場合、配当所得への課税は企業の限界的資本コストを引き上げない（投資を阻害しない）ということになるというのがその理由。
- ・マイリス・レビューのスタンスは次の通り。
 - 、法人税を含む資本所得課税の廃止は求めない
 - 、課税ベースは、「超過利潤」へ課税を行うキャッシュ・フロー課税へ
 - 課税原則は、居住地主義から仕向け地主義への検討
 - 、実効「限界」税率のみではなく、「平均」税率に着目
 - 個人所得税と法人税の統合（例：配当税額控除、インピュテーション方式）による配当への二重課税の是正は重視しない
- ・課税ベースの選択としては次の通り。

超過利潤（経済的レント）とは、正常利潤を超えた利益（投資家にとっては「ボーナス」で、リスク・プレミアム、経営資源（例：技術力）、投資先特有のレント（例市場へのアクセス）を反映しており、超過利潤課税は投資に影響しない。そのためには、「正常利潤」を推計する必要がある（超過利潤は残余）。ACEでは、それを行っている。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信いたします。